



しょうれい しょうれい しょうれい
条例についての質問と答え

Q しょうれい しょうれい
条例が施行(スタート)されたらどうなるの?

A しょうがい ひと しょうれい しょうれい
障害のある人が、いろんな場面でその人の障害に応じたコミュニケーション手段で情報を得ることができやすくなります。また、市が手話などのコミュニケーション手段への理解を広げていくことによって、いろいろな人がお互いに理解を深めることができます。

Q しょうがい ひと かんけい
障害のない人には関係ないことでは?

A コミュニケーションは人と人がお互いに理解し合うための第一歩です。障害がある人とない人がコミュニケーションをとることもたくさんあるので、すべての人に関係する条例になっています。

Q わたしにもできることはありますか?

A しょうれい しょうれい しょうれい
条例では、「市民の役割」として、「基本理念に対する理解を深めて、市が手話などへの理解を広めていくことに協力するように努めること」と定めています。多くの方が手話などを理解して、実際にその方法でコミュニケーションをとってみたいことが、お互いに理解しあえることにつながっていきます。

お問い合わせ
あかし市福祉局 障害福祉課 障害者施策担当
電話078-918-5142 ファックス078-918-5048
メール shoufuku@city.akashi.lg.jp

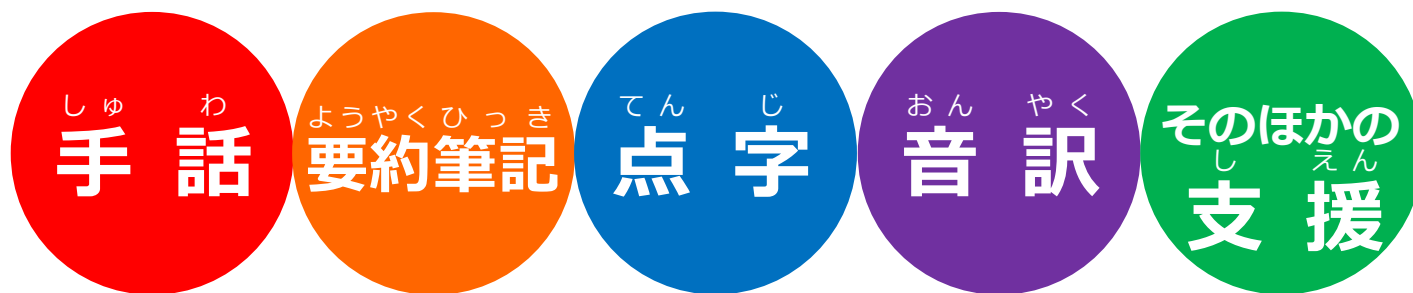
手話言語



障害者コミュニケーション 条例ができました

あかし市では、障害のある人もない人も誰もが住みやすいまちづくりを目指す取り組みのひとつとして、手話を言語として認め、障害のある人のコミュニケーション(話し合い)を促進する条例(市による取り決め)ができました。

このパンフレットでは、条例の内容をわかりやすくお知らせします。



あかし市
明石市